

平成31年3月改定 公共工事設計労務単価 (所定労働時間内8時間当たりの単価)

適正な工事の施工を！

－工事の施工上の留意事項－

H31・4

帯広市

市発注の工事は、次の最新の公共工事設計労務単価を用いて積算しています。下請契約においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準の賃金の支払いをされるよう配慮をお願いします。

**※囲みのある6つの職種は、H27・29実施の実態調査において、実際の支払単価が、市の積算単価と比較して90%未満の低い状態が続いていることが確認されました。賃金の支払水準の改善に、特段のご配慮をお願いします。**

職種	金額	職種	金額
特殊作業員	20,500	土木一般世話役	21,500
	(28,800)		(30,200)
普通作業員	16,900	型わく工	22,300
	(23,800)		(31,400)
軽作業員	14,000	大工	23,900
	(19,700)		(33,600)
造園工	19,400	左官	23,900
	(27,300)		(33,600)
法面工	25,200	配管工	20,300
	(35,400)		(28,500)
とび工	22,600	はつり工	24,200
	(31,800)		(34,000)
ブロック工	21,600	防水工	25,100
	(30,400)		(35,300)
電工	20,700	板金工	24,100
	(29,100)		(33,900)
鉄筋工	23,100	サッシ工	24,100
	(32,500)		(33,900)
鉄骨工	23,800	内装工	23,400
	(33,500)		(32,900)
塗装工	23,100	ガラス工	21,100
	(32,500)		(29,700)
溶接工	25,400	建具工※	21,100
	(35,700)		-
運転手(特殊)	20,200	ダクト工	20,100
	(28,400)		(28,300)
運転手(一般)	17,200	保温工	23,400
	(24,200)		(32,900)
橋りょう特殊工	29,800	設備機械工	22,500
	(41,900)		(31,600)
橋りょう塗装工	30,100	交通誘導員A	13,700
	(42,300)		(19,300)
橋りょう世話役	36,700	交通誘導員B	11,600
	(51,600)		(16,300)

帯広市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）の施工にあたっては、工事の品質を確保するため、施工の適正化と関係法令の遵守を徹底するとともに、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るようお願いします。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律等においても、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を促進する観点から、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善が受注者の責務として求められています。これらの趣旨を理解され、次の事項について十分配慮願います。

記

1 地元業者の活用、地元資材の優先的調達について

工事の施工に際しては、下請負人のほか、リース業務、警備業務、運送業務等での地元業者の活用、さらには地元資材の優先的調達に努めてください。

2 下請契約の適正化について

工事の一部を下請に付する場合（公共工事においては、一括下請は禁止されています。）は、下請負人と対等な立場で十分協議のうえ、工事の内容を明確にするため下請契約を結び、適正な請負代金を設定するとともに、下請負人や現場で働く労働者が不利益を被らないよう、下請代金の支払いは極力現金で行うようにしてください。手形併用の場合は現金の比率を高めるとともに、手形期間は90日以内の可能な限り短い期間での支払いをお願いします。

特に労務費相当分は必ず現金払とすることを求めています。平成29年度に実施した「下請契約の適正化等の実態調査」で、現金払額が労務費相当額を満たしていない事例がありましたので、代金の現金払について、より一層の配慮をお願いします。

また、下請負人の通知についても、請負契約書第7条に定められているとおり、発注者に対する通知義務があります。下請に付する場合は、工事に係わる下請負人等を元請の責任において明確にし、施工体制台帳の写し等を提出してください。

3 適正な水準の賃金の支払いについて

市発注工事は、従事する労働者の労働条件を確保する観点から、最新の公共工事設計労務単価（4頁参照）により積算を行っています。

しかしながら、平成29年度に実施した「下請契約の適正化等の実態調査」では、平成29年度公共工事設計労務単価を100%として、各業者が支払った職種毎の労務単価を集計したところ、調査した下請の22職種のうち、7職種で90%未満となり、そのうち、6職種（造園・電工・大工・左官・防水工・板金工）は、前回（H27）調査から引き続いて90%を下回っています。

このため、市の積算の考え方を踏まえ、下請契約や適正な水準の賃金の支払いをされるよう、より一層の配慮をお願いします。

4 社会保険等への加入など労働者の福祉向上について

労働者の福祉向上のため、本市では、社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険等）未加入建設業者を一次下請契約の相手方としてはならないこととしています。一次下請建設業者が社会保険等に未加入の場合、指名停止及び工事成績評価の減点の措置を受けることとなりますので、ご注意ください。

また、元請業者においては、下請契約時には、原則、標準見積書を活用し、法定福利費を適正に含んだ額で契約するとともに、一次下請建設業者以外についても、社会保険等の加入について指導等を行うようお願いします。このほか、労働者福祉の更なる向上のため、法定外労災補償制度への積極的加入にも努めてください。

5 消費税の取扱いについて

本市の工事請負代金額等には、消費税（地方消費税含む）が含まれております。下請契約、資材購入等においては、消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結してください。特に消費税率の引き上げに際しては、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守に関する留意事項」（国土交通省）を踏まえて対応してください。

・上段：公共工事設計労務単価（労働者に支払われる賃金相当額）／下段：建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担、労務管理費、宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値） ※建具工については北海道開発局単価を掲載

## 6 前払金の適正使用について

元請負人は、建設業法の規定により、発注者である市から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

しかしながら、平成 29 年度に実施した「下請契約の適正化等の実態調査」では、下請負人の 7 割が前払金の支払いがなく、さらには下請の 3 割弱で材料費等を立替払いしている状況にありました。このため、元請負人においては、下請負人に対して資材の購入等に必要な費用を前払金として支払うようお願いします。

## 7 工事用車両による事故の防止等について

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対して交通法規を厳守するように指導してください。

## 8 労働者の事故防止について

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めて、保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう十分配慮してください。

## 9 労働者の雇用拡大について

地域の活性化を図るため、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮してください。また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の殊遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、雇用の拡大につながる国等の制度も積極的に活用してください。

## 10 雇用通知書（労働条件通知書）の完全発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底してください。

## 11 法定労働時間の厳守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき週 40 時間の法定労働時間を遵守するようにしてください。

また、雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者（する予定の者）には 10 日間の年次有給休暇を付与してください。継続雇用する期間が 6 か月未満の季節労働者についても次に示す目安により有給休暇を付与するよう努めてください。

- 1) その継続する就労月数が 3 か月以上 4 か月未満の者には 3 日程度
- 2) その継続する就労月数が 4 か月以上 6 か月未満の者には 5 日程度

季節労働者は、その勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与するなど、実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

## 12 無期転換ルールへの対応について

無期転換ルールとは、労働契約法第 18 条に基づき、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者（パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される制度のことでです。

受注業者においては、厚生労働省の無期転換ポータルサイト等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知に努めてください。

なお、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 13 働き方改革関連法の施行に伴う取組みについて

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

働き方改革関連法は平成 31 年 4 月 1 日以降、順次施行されますので、受託業者においては、厚生労働省の働き方改革特設サイト等を参考に、働き方改革の実現に向けて取組みを進めてください。

### 【働き方改革関連法 ポイントと施行時期】

- ・ポイント 1：時間外労働の上限規制（月 45 時間、年 360 時間）が導入されます。  
（施行：平成 31 年 4 月 1 日～ ※中小企業は平成 32 年 4 月 1 日～、建設事業については平成 36 年 4 月 1 日～）
- ・ポイント 2：年次有休休暇の確実な取得（毎年 5 日、時季を指定）が必要です。  
（施行：平成 31 年 4 月 1 日～）
- ・ポイント 3：正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差（基本給や賞与など）が禁止されます。  
（施行：平成 32 年 4 月 1 日～ ※中小企業は平成 33 年 4 月 1 日～）

## 14 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として市・道民税を特別徴収することが、地方税法等で義務付けられています。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いいたします。帯広市では現在、特別徴収義務者完全指定の取組を推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話 0 1 5 5 - 6 5 - 4 1 2 0）にお問合せください。

## 15 建設業退職金共済制度等への加入について

現場労働者の退職金制度確立のため、未加入事業主においては早急に参加されること、また加入事業主においては、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負人に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。また、「帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の適正な貼付を確認するため「建退共証紙貼付実績書」を工事完成後に提出していただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 16 産業廃棄物の適正処理について

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が定められており、中でも「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要であるとされています。建設資材が廃棄物となったときの処分については、この法律を遵守し、排出者責任のもと適正な処理に努めてください。

## 17 継続雇用の確認について

建設工事の適正な施工を確保するためには、技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。そのため、配置予定技術者が 3 か月以上継続して雇用されていることを確認できる書類（監理技術者資格者証または健康保険被保険者証等）の写しを「技術者及び現場代理人届」と共に提出していただくようお願いします。

## 18 「工事カルテ」の作成について

建設業者の技術者等の工事実績（雇用形態、技術者個人の工事実績等）を把握するため、請負者は各特記仕様書に基づき、工事実績情報サービス（CORINS）による「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出していただくこととなります。

## 19 暴力団排除の取組について

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や物品調達契約等に当たっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力いただくようお願いします。

## 20 下請業者の皆様へ

下請業者の皆様におかれましても、本文書の趣旨を十分にご理解いただき、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善等に努めてください。

また、工事等をさらに下請に付す場合には、元請企業としての立場で、下請契約の適正化や下請業者への指導等に努めていただきますようお願いします。